

消防危第 1 1 5 号
平成 27 年 6 月 5 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 56 号。以下、「改正省令」という。）が本日公布・施行されることとなりました。

電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を有する給油取扱所（以下、「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」という。）については、従来、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 17 条第 3 項第 5 号及び危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下、「規則」という。）第 27 条の 5 により技術上の基準が定められていたところですが、今般、液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所についても、その技術上の基準を定めるべく、規則の一部を改正したところです。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、その運用に配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

第 1 液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に関する事項

液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準として、主に以下のものが規定されたこと。

(1) 液化水素関連設備に自動車等が衝突することを防止するための措置（規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号関係）

従来の圧縮水素充填設備設置給油取扱所では、規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号において、圧縮機、ディスペンサー等の設備について、自動車等が衝突することによる水素漏洩等の被害を防止するための措置が求められているところ、液化水素の貯槽、液化水素を気化する送ガス蒸発器等についても、同様の措置を講じることが規定されたこと。

(2) 液化水素関連設備からの水素漏洩による給油取扱所内の人的被害を防止

するための措置（規則第 27 条の 5 第 6 項第 1 号関係）

従来の圧縮水素充填設備設置給油取扱所では、規則第 27 条の 5 第 6 項第 1 号において、圧縮水素充填設備からの水素漏洩による給油取扱所内の人的被害を防止するための措置（障壁の設置）が求められているところ、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器についても、同様の措置を講じることが規定されたこと。

(3) 給油取扱所で発生した火災の熱の影響を液化水素の貯槽に及ぼさないようにするための措置（規則第 27 条の 5 第 6 項第 6 号関係）

給油取扱所の固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合に、その熱が液化水素の貯槽に影響を及ぼすおそれのないようにするため、距離を設ける等の措置を講じることが規定されたこと。

第 2 用語の整理等に関する事項

「充てんする」を「充填する」に、「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改める等、用語の整理等を行ったこと。

第 3 施行期日に関する事項

施行期日は、公布の日（平成 27 年 6 月 5 日）とされたこと（改正省令附則関係）。

○総務省令第五十六号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月五日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五の見出しを「（圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例）」に改め、同条第一項中「充てんする」を「充填する」に、「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第二項及び第三項中「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第五項中「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第三号中「圧縮機、蓄圧器、デイスペンサー、ガス配管並びに圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備」を「液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器、デイスペンサー、液化水素配管

及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備」に改め、同号ホ中「圧縮水素又は液化石油ガス」を「液化水素、圧縮水素及び液化石油ガス」に改め、同号ホ(1)中「ガス」を「液化水素又はガス」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニ(3)を除く。)中「ガス配管」を「液化水素配管及びガス配管」に改め、同号ニ(3)中「ガス配管」を「液化水素配管又はガス配管」に改め、同号ニを同号トとし、同号ハ(1)中「充てん」を「充填」に改め、同号ハ(2)中「充てんホース」を「充填ホース」に、「充てん口」を「充填口」に改め、同号ハを同号へとし、同号ロを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 蓄圧器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

第二十七条の五第五項第三号イの次に次のように加える。

ロ 液化水素の貯槽には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ハ 送ガス蒸発器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

第二十七条の五第六項中「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第一号中「圧縮機、蓄圧器及び改質装置」を「改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器」に改め、同項第五号中「ガス設備」を「設備」に改め、同項に次の一号を加える。

六 液化水素の貯槽を設ける場合には、固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置を講ずること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例） 第二十七条の五 令第十七条第三項第五号に掲げる給油取扱所（水素を充填するための設備は、圧縮水素を充填するための設備に限る。以下「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、第二十七条の三第三項から第五項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。この場合において、同条第三項及び第四項中「圧縮天然ガス等」とあるのは、「圧縮水素」とする。</p> <p>2 圧縮水素充填設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第七号、第八号、第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。</p> <p>3 圧縮水素充填設備設置給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク、危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンク又は容量一万リットル以下の第二十五条で定めるタンク（以下この条において「専用タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けてはならない。ただし、都市計画法第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、その</p>	<p>（圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の基準の特例） 第二十七条の五 令第十七条第三項第五号に掲げる給油取扱所（水素を充てんするための設備は、圧縮水素を充てんするための設備に限る。以下「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、第二十七条の三第三項から第五項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。この場合において、同条第三項及び第四項中「圧縮天然ガス等」とあるのは、「圧縮水素」とする。</p> <p>2 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第七号、第八号、第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。</p> <p>3 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク、危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンク又は容量一万リットル以下の第二十五条で定めるタンク（以下この条において「専用タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けてはならない。ただし、都市計画法第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、そ</p>

取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで設けることができる。

5 4 (略)

圧縮水素充填設備設置給油取扱所の業務を行うに
いて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設
備は、第二十七条の三第六項第二号、第三号及び第六
号の規定の例によるほか、第二号及び第三号に定める
ところにより設けなければならない。この場合におい
て、同条第六項第三号中「圧縮天然ガス等」とあるの
は「圧縮水素」と、同項第六号中「防火設備」とある
のは「第二十七条の五第五項第一号に規定する防火設
備又は温度の上昇を防止する装置」とする。

一 二 (略)

三 圧縮水素スタンドの改質装置（前号に掲げる改質
装置を除く。以下この号において同じ。）
、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器、デイス
ペンサー、液化水素配管及びガス配管並びに液化水
素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備の位置、
構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定
によるほか、それぞれ次のとおりとすること。

イ (略)

ロ 液化水素の貯槽には、自動車等の衝突を防止す
るための措置を講ずること。

ハ 送ガス蒸発器には、自動車等の衝突を防止す
るための措置を講ずること。

ニ 圧縮機

(1) (3) (略)

ホ 蓄圧器には、自動車等の衝突を防止するための
措置を講ずること。

ヘ デイスペンサー

の取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで
設けることができる。

5 4 (略)

圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の業務を行うに
ついて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該
設備は、第二十七条の三第六項第二号、第三号及び第
六号の規定の例によるほか、第二号及び第三号に定め
るところにより設けなければならない。この場合にお
いて、同条第六項第三号中「圧縮天然ガス等」とある
のは「圧縮水素」と、同項第六号中「防火設備」とあ
るのは「第二十七条の五第五項第一号に規定する防火
設備又は温度の上昇を防止する装置」とする。

一 二 (略)

三 圧縮水素スタンドの改質装置（前号に掲げる改質
装置を除く。以下この号において同じ。）
、圧縮機、蓄圧器、デイスペンサー、ガス配管並びに圧縮水
素及び液化石油ガスの受入設備の位置、構造又は設
備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか
、それぞれ次のとおりとすること。

イ (略)

(新設)

(新設)

ロ 圧縮機

(1) (3) (略)

(新設)

ハ デイスペンサー

- (1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ給油空地等において圧縮水素の充填を行うことができない場所であること。
- (2) 充填ホースは、自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。

ト | (3) (略)
 (4) 液化水素配管及びガス配管

- (3)(1) 液化水素配管又はガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置を講ずること。
- (4) 液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備

- (1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ給油空地等において液化水素又はガスの受入れを行うことができない場所であること。
- (2) (略)

6 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

- 一 改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に障壁を設けること。
- 二 四 (略)
- 五 簡易タンクを設ける場合には、圧縮水素スタンド

- (1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ給油空地等において圧縮水素の充てんを行うことができない場所であること。
- (2) 充てんホースは、自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。

ニ | (3) (略)
 (4) ガス配管

- (3)(1) ガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置を講ずること。
- (4) 圧縮水素又は液化石油ガスの受入設備

- (1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ給油空地等においてガスの受入れを行うことができない場所であること。
- (2) (略)

6 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

- 一 圧縮機、蓄圧器及び改質装置と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に障壁を設けること。
- 二 四 (略)
- 五 簡易タンクを設ける場合には、圧縮水素スタンド

の設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。

六 液化水素の貯槽を設ける場合には、固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置を講ずること。

のガス設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。
(新設)